

第28 製造所等において行われる変更工事に係る資料提出等の取扱い

1 基本的事項

製造所等において、維持管理を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、技術上の基準（以下「基準」という。）の内容と関係が生じない工事については、変更許可を要しないものとする。

2 具体的運用に関する事項

- (1) 資料提出を要する軽微な変更工事（以下「確認を要する変更工事」という。）とは、基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じさせないことが明白ではないため、変更許可に該当するか否かについて確認を要する変更工事をいう。
- (2) 確認を要する変更工事に該当する場合は、危則第15条に基づく資料提出書を提出する。

なお、事前相談等を行う場合、必要に応じてメール等を活用し、変更許可に該当するか、資料提出書によるか否かを判断し、申請書への負担を軽減するように努める。

- (3) 工事の形態により、変更許可を要する工事と確認を要する変更工事とが同時に行われる場合には、変更許可申請時に資料等による確認を実施して差し支えないものである。この場合、確認を要する変更工事の確認の結果、変更許可に該当しなかった部分については、変更許可に係る完成検査は要しない。
- (4) 資料提出を要しない軽微な変更工事（以下「資料提出書を要しない変更工事」という。）とは、維持管理の目的とする工事が行われる結果、当該変更工事が基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じさせないことが明白である軽微な変更工事をいい、この場合、事後における資料提出も要しない。
- (5) 変更工事が基準の内容と関係が生じない工事とは、製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分のみの工事で位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準に変更がないものをいう。
- (6) 変更工事について、確認を要する変更工事及び資料提出書を要しない変更工事に関する具体的な判断基準は別添第1、別添第2のとおりとする。また、別添資料に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例と類似又は同等であると認められるものについては、同じ取扱いをして差し支えない。

なお、この判断に際しては、変更工事が保安上の問題を生じさせないものであるか否かによる。

変更工事が保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難ではあるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

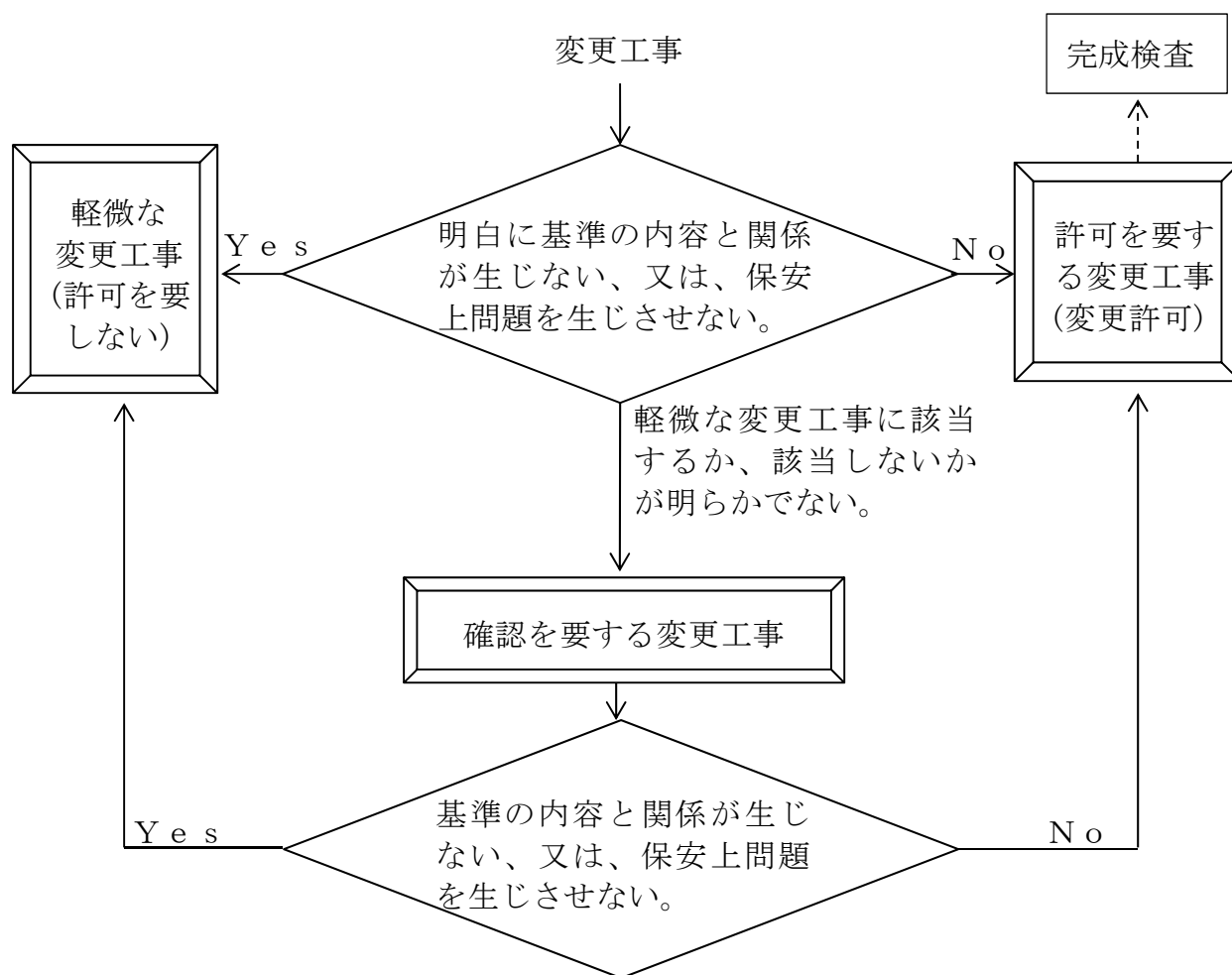
ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がない。

イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がない。

ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がない。

エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気等の滞留するおそれのある範囲に変更がない。

3 製造所等において行われる変更工事に係る判断のフロー



別添第1 定義

1 変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」及び「改造」に区分する。

2 取替等の定義

(1) 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに変換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

(2) 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

(3) 撤去

製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

(4) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

(5) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。

(6) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

別添第2 具体的な例示

○軽微な変更工事のうち、資料提出を要しない変更工事

△資料提出書により確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）

／通常想定されない変更工事

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
1	建築物・工作物	建築物		屋根（キャノピーを含む）、壁、柱、床、はり等					○	／	
2	建築物・工作物	建築物		防火上重要でない間仕切壁	△	△	△	○	○	△	・他の壁の構造基準に変更がないこと。 ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く。）。
3	建築物・工作物	建築物		内装材				○	○	○	
4	建築物・工作物	建築物		防火設備				○	○		
5	建築物・工作物	建築物		ガラス・窓・窓枠				○	○		
6	建築物・工作物	建築物		階段				○	○		
7	建築物・工作物	工作物		保安距離・保有空地の代替措置の塀・隔壁					○		
8	建築物・工作物	工作物		架構					○		

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
9	建築物・工作物	工作物		配管・設備等の支柱・架台、耐火措置				△	○		・配管、設備の耐震計算書等に変更がないこと。 ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと。
10	建築物・工作物	工作物		歩廊・はしご				○	○		
11	建築物・工作物	保有空地		植栽	△	△	△	○	○	○	保有空地の係る基準に変更がないこと。
12	タンク等	基礎等		犬走り・法面・コンクリートリング					△	/	ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
13	タンク等	基礎等		地下タンク上部スラブ					△	/	ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
14	タンク等	構造等		屋根支柱・ラフター・ガイドポール等					△	/	タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
15	タンク等	構造等	耐火	屋外貯蔵タンクの支柱の耐火措置				○	○		
16	タンク等	構造等		階段・はしご・手すり等				△	○	/	タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
17	タンク等	設備等		タンク元弁				○	○		
18	タンク等	設備等		通気管（地上部分に限る。）				△	○	/	
19	タンク等	設備等	加熱装置	サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものを除く。）				△	○		・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。 ・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・加熱の状態、方法等に変更がないこと。

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
20	タンク等	設備等	加熱装置	サクシオンヒーター・ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものに限る。）				○	○		
21	タンク等	設備等		内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く。）	△	△	△	○	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと。
22	タンク等	設備等		雨水進入防止措置	○	○	○	○	○	○	
23	危険物設備等	配管等		配管（地下配管・移送取扱所を除く。）				△	△	△	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと。 ・危険物の取扱いに変更がないこと。
24	危険物設備等	配管等		配管（地下配管・移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る。）				○	△	△	
25	危険物設備等	配管等		配管のベントノズル・ドレンノズル・サンプリングノズル等（移送取扱所を除く。）	△	△	△	○	○	○	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱い変更がないこと。
26	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものに限る。）				○	○		
27	危険物設備等	配管等	配管加熱	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものを除く。）				△	○		熱媒体となる物質に変更がないこと。
28	危険物設備等	配管等		配管ピット・注入口ピット・地下配管接合部の点検ます				○	○		
29	危険物設備等	移送取扱所（施設別）		漏えい検知口				○	○		

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
30	危険物設備等	移送取扱所（施設別）		漏えい検知装置				△	○		
31	危険物設備等	機器等		ポンプ設備（移送取扱所を除く。）				△	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
32	危険物設備等	機器等		熱交換器				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと。
33	危険物設備等	機器等		熱交換機に附属する送風設備（電動機を除く。）散水設備等				○	○	/	
34	危険物設備等	配管等	バルブ	配管に設けられる弁（移送取扱所を除く。）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと。
35	危険物設備等	機器等		攪拌装置（電動機を除く。）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと。
36	危険物設備等	機器等		炉材				○	○		
37	危険物設備等	機器等		反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）				○	○		
38	危険物設備等	機器等		加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置（電動機を除く。）				○	○	△	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと。
39	危険物設備等	機器等		波返し・とい・受け皿等飛散防止装置				○	○	△	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと。
40	危険物設備等	機器等		ローディングアーム・アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）				△	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
41	危険物設備等	機器等		ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く。）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと。
42	危険物設備等	機器等		可燃性ガス回収装置				△	○	△	・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと。
43	危険物設備等	機器等	保温	保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く。）				○	○	△	・保温（冷）材の撤去により、危険物の温度変化により危険性を増さないこと。
44	危険物設備等	機器等		排出設備（ダクト等を含む。）				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
45	危険物設備等	機器等		換気設備（ダクト等を含む。）				○	○		
46	危険物設備等	機器等	防食	電気防食設備				○	○		
47	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	圧力計・温度計・液面計等現場指示型計装設備	△	△	△	○	○	○	・危険物の取扱いに変更がないこと。 ・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと。
48	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全装置	安全弁・破裂板等安全装置				○	○		
49	危険物設備等	制御装置・安全装置等	計装機器	温度・圧力・流量等の調整等を行う制御装置（駆動源・予備動力源を含む。）				△	○		・危険物の取扱いに変更がないこと。
50	危険物設備等	制御装置・安全装置等	安全弁等	緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く。）反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。）				△	○		・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと。

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
51	危険物設備等	制御装置・安全装置等		地下タンクのマンホールプロテクター	△	△	△	△	○	△	・ 上部スラブの変更を伴わないこと。
52	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤（仕切堤を含む。）				/	△	/	・ ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・ 配管等の変更を伴わないこと。
53	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁	△	△	△	○	○	△	・ 水拭弁を複数にすること。 ・ 複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること。 ・ 防油堤の技術上の基準に抵触しないこと。
54	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤水抜弁の開閉表示装置	△	△	△	○	○	△	・ 水抜弁の開閉表示を複数にすること。 ・ 複数の開閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること。
55	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）				△	○		・ 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと。 ・ 危規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと。
56	防油堤・排水設備等	防油堤		防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）	△	△	△	○	○	△	・ 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと。 ・ 危規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと。
57	防油堤・排水設備等	排水溝等		排水溝・ためます・油分離槽・囲い等				△	○		
58	防油堤・排水設備等	排水溝等		危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）					○		
59	電気設備	電気設備		電気設備	△	△	△	○	○	△	・ 電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
60	避雷設備	避雷設備		避雷設備				○	○		

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
61	電気設備	電気設備		静電気除去装置				○	○		
62	消火設備・警報設備	消火設備		ポンプ・消火薬剤タンク				△	○		
63	消火設備・警報設備	消火設備		1～3種消火設備（散水・水幕設備を含む。）の配管・消火栓本体・泡チャンバー等の放出口等（泡ヘッドを除く。）				△	○		
64	消火設備・警報設備	消火設備		1～3種の消火設備の弁・ストレーナー・圧力計等				○	○		
65	消火設備・警報設備	消火設備		4・5種消火設備	△	△	△	○	○		・自主設置に係るもの
66	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤				○			
67	消火設備・警報設備	警報設備		警報設備（自動火災報知設備の受信機・感知器を除く。）	△	△	△	○	○		・警戒区域に変更がないこと。
68	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の受信機				○	○		
69	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の感知器				○	○		
70	その他	標識・掲示板		標識・掲示板	△	△	△	○	○		・自主的に増設するもの
71	一般取扱所			ボイラー・炉等のバーナーノズル				○	○		

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
72	一般取扱所			塗装機噴霧ノズル・ホース等				○	○		
73	一般取扱所			運搬容器の充てん設備（固定注油設備）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと。
74	一般取扱所			分析室（キュービクル内取付を含む。）〔分析計（例）サルファー分析計・ガスクロマトグラフィ等〕				○	○	○	
75	一般取扱所	その他設備機器等		作業用広報設備（スピーカー）	○	○	○	○	○	○	
76	屋内貯蔵所			ラック式以外の棚				○	○	○	
77	屋内貯蔵所			ラック式棚				△	○		・耐震計算等に変更がないこと。
78	屋内貯蔵所			冷房装置等				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
79	屋外タンク貯蔵所			可とう管継手（認定品）				○	/	/	
80	屋外タンク貯蔵所			可とう管継手（認定品以外）				△	/	/	・管径、経路の変更がないこと。
81	屋外タンク貯蔵所			ローリングラダー（浮き屋根に設ける設備）				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
82	屋外タンク貯蔵所			ポンツーン					△		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
83	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）				○	○	/	
84	屋外タンク貯蔵所			浮き屋根のシール材（浮き屋根に設ける設備）				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
85	屋外タンク貯蔵所			ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備）				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと。
86	屋外タンク貯蔵所		保温	保温（冷）材				○	○		
87	屋内タンク貯蔵所			流出危険物自動検知警報装置				○	○		
88	地下タンク貯蔵所			犬走り				/			
89	屋外タンク貯蔵所			コーティング	△	△	△	△	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと。
90	屋内タンク貯蔵所			出入口の敷居				○	○	/	
91	簡易タンク貯蔵所			固定金具				○	○	/	
92	移動タンク貯蔵所			底弁、底弁の手動・自動開閉装置					○	/	
93	移動タンク貯蔵所			マンホール・注入口のふた				○	○	/	

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
94	移動タンク貯蔵所			マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○	/	
95	移動タンク貯蔵所			品名数量表示板	○	△	○	○	○	/	・ 自主的に設置するもの
96	移動タンク貯蔵所			Ｕボルト				○	○	/	
97	移動タンク貯蔵所			可燃性蒸気回収ホース				○	○		
98	移動タンク貯蔵所			注油ホース（ノズル及び結合金具を含む。）（積載式以外）				○	○	/	
99	移動タンク貯蔵所			箱枠				△	△	/	・ 箱枠の溶接線補修であること。 ・ 重量の増減によるすみ金具等の荷重計画に変更がないこと。
100	移動タンク貯蔵所	積載式		積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	/	/	/	/	/	・ ＩＳＯコンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・ タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
101	屋外貯蔵所			周囲の柵				○	○	/	
102	屋外貯蔵所			ラック式棚				△	○		・ 耐震計算等に変更がないこと。
103	屋外貯蔵所			固体分離槽				△	○		
104	屋外貯蔵所			シール固着装置				○	○		

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
105	給油取扱所	工作物等		防火塀				/	△		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
106	給油取扱所	工作物等		犬走り、アイランド等				/	△	/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
107	給油取扱所	工作物等		サインポール・看板等（電気設備）	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
108	給油取扱所	工作物等		日除け等（キャノピーを除く。）	△	△	△	○	○	○	・上屋の面積に変更のないこと。
109	給油取扱所	給油機器等		給油量表示装置	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
110	給油取扱所	給油機器等		カードリーダー等省力機器	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
111	給油取扱所	給油機器等		通気管のガス回収装置				○	○	○	
112	給油取扱所	給油機器等		タンクローリー用アースターミナル	△	△	△	○	○	△	
113	給油取扱所	給油機器等		固定給油（注油）設備（認定品に限る。）			△	○	○	△	・ホースの長さに変更がないこと。
114	給油取扱所	その他設備機器等		混合燃料油調合機・蒸気洗浄機・洗車機・オートリフト等				△	○	△	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
115	給油取扱所	その他設備機器等		自動車の点検等に使用する機器等（オートリフト等を除く。）	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。
116	給油取扱所	その他設備機器等		セールスルーム（含むショップ）内の電気設備・給排水設備	△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと。

番号	対象	構造・設備等	補足	建築設備の名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微変更工事となる場合の確認事項の例）
117	給油取扱所	その他設備機器等		セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具				○	○		
118	販売取扱所	その他設備機器等		延焼防止用のそで壁・ひさし・垂れ壁				△	○		
119	販売取扱所	その他設備機器等		棚				○	○	○	
120	移送取扱所	その他設備機器等		土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		
121	移送取扱所	その他設備機器等		衝突防護設備				○	○		
122	移送取扱所	その他設備機器等		ポンプ設備					△		
123	移送取扱所	その他設備機器等		切替弁・制御弁等				○	○		
124	移送取扱所	その他設備機器等		緊急遮断弁				△	○		
125	移送取扱所	その他設備機器等		ピグ取扱装置				△	○		
126	移送取扱所	その他設備機器等		感震装置				△	○		
127	移送取扱所	その他設備機器等		船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いるローディングアーム先端のカプラー			△	○	○	△	・ボルトにより取付可能なもの
128	移送取扱所	その他設備機器等		巡回監視車				○	○		

上記「具体的な例示」によるほか、次に掲げるものは、資料提出書により確認を要する変更工事とする（確認の結果、軽微な変更工事として許可を必要としない場合もある。）。

- ・溶接、溶断等の保安上問題を生じる可能性がある工事以外で無弁通気管を大気弁通気管（通称：エコ通気管）へ取り替える場合
- ・危政令第9条第1項第13号の規定以外の基準に関連性がなく、保安上問題を生じさせない工事で危険物を取り扱う設備を当該許可施設内で移設又は撤去する場合（撤去の場合、品名、数量又は指定数量の倍数の変更の届出書の提出を要する。）

留意事項

1 セルフ給油取扱所以外の給油取扱所の分電盤、照明について

セルフ給油取扱所以外の給油取扱所の分電盤、照明は、番号59の「電気設備」として判断する。

2 ベーパーバリア付の固定給油（注油）設備への取り換えについて

固定給油設備等をベーパーバリア付の固定給油設備等に取り替える場合、変更許可を要する。